

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 27 年6月 19 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500030号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500008号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成22年9月6日に、喪失年月日を同年12月1日に訂正し、同年9月から同年11月までの標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

平成22年9月6日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年9月から同年11月までの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年9月6日から同年12月1日まで

A社に勤務した請求期間について、厚生年金保険の記録が無い。B社が保管する資料により、請求期間における勤務及び厚生年金保険料の控除が確認できるので、請求期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る勤務実績表、給与支給仕訳兼領収書及びB社の回答により、請求者が、請求期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、B社から提出された給与支給仕訳兼領収書に記載されている厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の資格取得に係る届出を行っておらず、請求期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年9月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500035号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500009号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和24年8月1日、喪失年月日を昭和26年7月1日に訂正し、昭和24年8月から昭和26年6月までの標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

昭和24年8月1日から昭和26年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年8月1日から昭和27年8月1日まで

日本年金機構から、夫が昭和24年8月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は確認できるが、資格喪失日が確認できない旨の連絡があった。夫の妹は、「兄は夜間の大学に通いながら、3年間くらい進駐軍の仕事をしていた。」と記憶しているので、請求期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

1 A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)を見ると、訂正請求記録の対象者に係る被保険者資格の取得年月日は、昭和24年8月1日と記載されているものの、喪失年月日が記載されておらず、当該記録は基礎年金番号に統合されていない。

2 請求期間のうち昭和24年8月1日から昭和26年7月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の妹は、「兄は、夜間の大学に通いながら約3年間進駐軍で働き、私が女学校を卒業した昭和27年3月頃も、まだ働いていたと思う。」旨陳述しているところ、被保険者名簿において、昭和24年9月1日に被保険者資格を取得し、昭和25年5月25日に同資格を喪失している者は、「訂正請求記録の対象者は、昭和24年から昭和25年頃、B支店で勤務していた。」旨陳述している上、A社に係る被保険者名簿のうち「B支店」と記載された名簿において、昭和26年6月5日に被保険者資格を取得している者は、「私は、B支店に約1年間勤務したが、訂正請求記録の対象者と一緒に、ひと夏の間、B支店で勤務していた。」旨陳述していることから判断すると、訂正請求記録の対象者は、昭和24年8月1日から少なくとも昭和26年の夏の終わり頃までは、進駐軍の労務者としてB支店に勤務していたと考えるのが自然である。

一方、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格につい

て」(昭和26年7月3日保発第51号)によると、昭和26年7月1日以降の進駐軍の労務者に係る社会保険の取扱いについて、P X (物の販売の事業)等に使用される者は強制被保険者となるが、ハウス、ホテル等の家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は強制被保険者とならないとされているところ、前述の「B支店」と記載された名簿において、同年6月末時点で被保険者であった4人のうち3人(前述の訂正請求記録の対象者とともに勤務していたと陳述している同僚を含む。)が、昭和26年7月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、訂正請求記録の対象者について、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和24年8月1日とする旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、訂正請求記録の対象者のA社における資格喪失年月日を昭和26年7月1日とすることが妥当である。

なお、昭和24年8月から昭和26年6月までの標準報酬月額については、被保険者名簿の訂正請求記録の対象者の記録から、6,000円とすることが妥当である。

- 3 請求期間のうち昭和26年7月1日から昭和27年8月1日までの期間について、前述のとおり、昭和26年7月1日以降、進駐軍の労務者に係る社会保険の取扱いが変更されているところ、同日以降、訂正請求記録の対象者が、強制被保険者となるべき事業に使用されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が、厚生年金保険被保険者として昭和26年7月1日から昭和27年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500051号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500011号

## 第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成6年8月1日から平成7年10月1日までの期間及び平成9年4月1日から平成10年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成6年8月から平成7年9月までは11万円を50万円、平成9年4月から同年9月までは9万8,000円を47万円、同年10月から平成10年9月までは9万8,000円を50万円とする。

平成6年8月から平成7年9月までの各月及び平成9年4月から平成10年9月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年8月1日から平成11年4月1日まで

年金記録によると、A社において、それまで50万円であった標準報酬月額が平成6年8月1日以降、11万円又は9万8,000円と大幅に下がった後、平成11年4月1日に再び50万円に戻っているが、請求期間及びその前後の期間においても、月額50万円の給与が支払われ、これに見合った厚生年金保険料を控除されていた。

元同僚から、自身の標準報酬月額の記録を総務大臣のあっせんにより訂正してもらったと聞いた。私の請求期間に係る標準報酬月額の記録についても、実際の支給額に応じた記録に訂正し、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のA社に係るオンライン記録によると、請求期間のうち、平成6年8月1日から平成7年10月1日までの期間の標準報酬月額は、当初50万円と記録されていたところ、平成7年1月26日付けで平成6年8月1日まで遡って11万円に引き下げられ、平成7年10月1日の定時決定まで継続していることが確認できる上、平成9年4月1日から平成10年10月1日までの期間の標準報酬月額は、当初、平成9年4月から同年9月までは47万円、同年10月から平成10年9月までは50万円と記録されていたところ、同年1月8日付けで、平成9年4月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられ、平成10年10月1日の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において、請求者のほか複数の被保険者に係る標準報酬月額についても、請求者と同様に遡って引き下げられているところ、同社の経理担当者であった者は、「A社は、平成6年以前から社会保険料を滞納していた。当時の代表取締役が社会保険事務所(当時)と相談し、標準報酬月額を遡って引き下げる手続きをした。」旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年1月26日付け及び平成10年1月8日付けで行われた遡及訂正処理は、いずれも事実即ししたものとは考え難く、請求者について、遡って

標準報酬月額の変額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

以上のことから、請求者の標準報酬月額を、平成6年8月から平成7年9月までは50万円、平成9年4月から同年9月までは47万円、同年10月から平成10年9月までは50万円に訂正することが妥当である。

一方、請求期間のうち、平成7年10月1日から平成9年4月1日までの期間及び平成10年10月1日から平成11年4月1日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、平成7年10月1日及び平成8年10月1日の定時決定により11万円、平成10年10月1日の定時決定により9万8,000円と記録されているところ、これら3回の定時決定について遡及訂正処理は行われておらず、有効な記録でないとする事情はうかがえない。

また、A社は、平成14年2月に破産している上、同社の清算人は、当時の関連資料が残っていない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち、平成7年10月1日から平成9年4月1日までの期間及び平成10年10月1日から平成11年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500058号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500012号

## 第1 結論

請求者のA社における昭和62年10月1日から平成5年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。昭和62年10月は9万8,000円を38万円、同年11月から平成元年11月までは9万8,000円を47万円、同年12月から平成4年9月までは9万8,000円を53万円、同年10月から平成5年9月までは9万8,000円を15万円とする。

昭和62年10月から平成5年9月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年12月1日から平成9年11月1日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低く記録されており、年金事務所の担当者から標準報酬月額が遡って減額訂正された期間があると聞いた。遡って訂正されていない期間も含めて、年金額に反映する記録として、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和62年10月1日から平成5年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、請求者の当該期間の標準報酬月額は、当初、昭和62年10月は38万円、同年11月から平成元年11月までは47万円、同年12月から平成4年9月までは53万円、同年10月から平成5年9月までは15万円と記録されていたところ、平成4年2月13日付けで平成2年1月1日まで遡及して15万円に引き下げられている上、その後、平成5年6月3日付けで昭和62年10月1日まで遡及して9万8,000円に引き下げられている。

また、オンライン記録によると、A社の複数の被保険者の標準報酬月額についても請求者と同様に平成5年6月3日付けで遡及して引き下げられているところ、当該遡及訂正処理当時の同社の経理・社会保険事務担当者は、「A社は社会保険料を滞納していたため、遡って標準報酬月額を引き下げる、事実と異なる届出を行った。」旨陳述している。

さらに、年金事務所が保管する不納欠損整理簿により、A社は、当該遡及訂正処理当時、厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

なお、商業登記簿の記録により、請求者は、当該遡及訂正処理当時、A社の取締役であったことが確認できるものの、複数の元従業員が、「請求者は、営業担当の取締役であり、社会保険事務には関与していなかった。」旨回答しており、ほかに請求者が当該遡及訂正処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成4年2月13日及び平成5年6月3日付けで行われた2回の遡及訂正処理は、事実即したものと考えるのが難しく、請求者の標準報酬月額の減額処理について遡って行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは

認められない。

以上のことから、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和62年10月は38万円、同年11月から平成元年11月までは47万円、同年12月から平成4年9月までは53万円、同年10月から平成5年9月までは15万円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち、昭和61年12月1日から昭和62年10月1日までの期間及び平成5年10月1日から平成9年11月1日までの期間については、A社に係る商業登記簿により、同社は平成14年12月3日に解散していることが確認できる上、請求期間当時の事業主は所在不明であり、請求者も当時の給与明細書を保管していないことから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、当該期間当時のA社の経理・社会保険事務担当者は、「標準報酬月額を遡って減額する届出を行う前は、実際の報酬額を社会保険事務所（当時）に届け出ており、当該届出額に基づく保険料を控除していたが、標準報酬月額を遡って減額する届出を行った後は、実際とは異なる報酬額を社会保険事務所に届け出ており、当該届出額に基づく保険料を控除した。」旨陳述している。

さらに、請求者と同様に役員であった複数の元従業員に照会を行ったが、当該期間に係る給与明細書を保管している旨の回答は得られず、A社の役員に係る保険料控除方法について確認することができない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が昭和61年12月から昭和62年9月までの期間及び平成5年10月から平成9年10月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500088号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500014号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成10年4月26日から同年6月1日に訂正し、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

平成10年4月26日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月26日から同年6月1日まで

年金記録を確認したところ、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が、知らない間に平成10年6月1日から同年4月26日に訂正されていることが分かった。

A社には、事務所が閉鎖された平成10年5月31日まで勤務していたので、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年6月1日として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の元事業主及び元同僚の陳述から、請求者が請求期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年6月25日より後の同年8月11日付けの処理により、当初記録されていた同年6月1日が取り消され、同年4月26日として遡って訂正されていることが確認できる。

また、請求期間の始期の前日に、A社において厚生年金保険被保険者記録のある7人のうち、元事業主を除く6人(請求者を含む。)の被保険者資格喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の平成10年8月11日付けの処理により、当初記録されていた同年6月1日又は同年5月31日が取り消され、同年4月26日として遡って訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成10年4月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の遡及訂正処理を行う合理的理由がうかがえず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険資格喪失年月日は、事業主が当初社会保険事務所(当時)に届け出た同年6月1日であると認められる。

また、平成10年4月及び同年5月の標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た41万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500076号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500015号

## 第1 結論

請求者のA社における平成5年3月1日から平成14年6月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成5年3月から同年9月までは9万8,000円を22万円、同年10月から平成6年9月までは9万8,000円を24万円、同年10月から平成10年2月までは9万8,000円を26万円、同年3月から平成13年5月までは9万8,000円を34万円、同年6月から平成14年5月までは9万8,000円を24万円とする。

平成5年3月から平成8年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

平成8年10月から平成14年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年10月から平成14年5月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年3月1日から平成14年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際の報酬額より低い記録となっている。給与支払明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を保険給付の計算の基礎となる年金記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成5年3月1日から平成8年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年3月から同年9月までは22万円、同年10月から平成6年9月までは24万円、同年10月から平成8年9月までは26万円と記録されていたところ、同年2月13日付けで、平成5年3月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、平成8年10月1日の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社における複数の被保険者に係る標準報酬月額についても、請求者と同様に平成8年2月13日付けで、遡って引き下げられているところ、当該遡及訂正処理当時の元事業主は、「当社は、平成2年頃から社会保険料を滞納しており、保険料を圧縮するため、平成8年頃に、標準報酬月額を遡って引き下げる届出を行った。その後も実際の報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除し続けた。」旨陳述している。

さらに、請求者から提出された平成5年3月から平成8年9月までの各月に係る給与支払明細書を見ると、給与支給額及び厚生年金保険料控除額は、当初記録されていた標準報酬月額にそれぞれほぼ見合う額であり、前述の元事業主の陳述内容と符合している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年2月13日付けで行われた遡及訂正処理は、

事実に即したものととは考え難く、請求者について、遡って標準報酬月額が減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

以上のことから、請求者のA社における平成5年3月1日から平成8年10月1日までの期間の標準報酬月額を、平成5年3月から同年9月までは22万円、同年10月から平成6年9月までは24万円、同年10月から平成8年9月までは26万円とすることが妥当である。

次に、請求期間のうち、平成8年10月1日から平成14年6月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、9万8,000円と記録されているが、請求者から提出された平成8年10月から平成14年5月までの各月に係る給与支払明細書を見ると、請求者が、当該標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書等で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成8年10月から平成10年2月までは26万円、同年3月から平成13年5月までは34万円、同年6月から平成14年5月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「請求期間当時、請求者の報酬月額を9万8,000円として届出を行っており、本来の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料は納付していない。」旨陳述していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500141号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500005号

## 第1 結論

昭和45年4月から昭和47年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年4月から昭和47年3月まで

国民年金の加入手続については、具体的な時期や行った場所の詳細は明らかでないが、私が20歳になった頃に、一緒に住んでいた父又は母が行ってくれたと思う。

請求期間の国民年金保険料については、母が、自分たち夫婦の分と私の分と一緒に、自宅に来ていた集金人に納付してくれていた。

母は、私だけ国民年金保険料を納付しないことはないと言っているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間に係る国民年金保険料について、請求者は、母が夫婦の国民年金保険料と一緒に集金人に納付していたと主張しているところ、請求者の両親については、当該両親に係るA市の資料及び同市の国民年金検認カードによると、請求期間と同じ期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できる上、請求者に係る国民年金手帳記号番号は、同番号前後の20歳到達者の国民年金被保険者記録から、昭和46年3月頃に払い出されたものと推認され、当該払出時期からすると、請求期間の国民年金保険料は現年度保険料として納付することが可能である。

しかしながら、請求者及びその両親に係るA市の国民年金検認カードによると、請求期間直後の昭和47年4月から昭和48年9月までの期間について、請求者及びその両親の国民年金保険料収納年月は異なっており、このことと、請求期間当時において、母が家族3人分の国民年金保険料と一緒に納付していたとする請求者の主張は符合しない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与していない上、当該納付を行っていたとする請求者の母からは、3人分を集金人に納付していた旨の陳述以外には、具体的な納付方法などの陳述を得られなかった。

さらに、請求者に係るA市の資料及び同市の国民年金検認カードには、請求期間の国民年金保険料が納付されたことを示す記録は無い上、請求者が請求期間後に転居したB県C町(現在は、D町)の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、請求期間は「未納」と記録されている。

加えて、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500142号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500006号

## 第1 結論

昭和58年5月から平成元年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年5月から平成元年5月まで

請求期間に係る国民年金の加入手続について、私が20歳になったとき、母は手続の詳細を覚えていないが、A県B市において母が行ってくれたと思う。

請求期間の国民年金保険料について、おそらくC県D町(現在は、E市)に住んでいた頃に、母から「国民年金はちゃんと払っている。」と聞いたことを覚えているので、国民年金に加入すべき年齢の20歳からの国民年金保険料を母が納付してくれていたに違いない。

国民年金保険料の納付方法について、私の妹が、母と国民年金の話をしたとき、母が「集金人が家に来るから払い忘れはない。」と言っていたことを覚えているので、私の国民年金保険料は、自宅に来た集金人に母が納付してくれていたと思う。

請求期間の年金記録を納付に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入及び保険料納付について、母が加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張している。

しかしながら、請求者に係る国民年金手帳記号番号は、同番号前後の被保険者の資格取得に係る処理日等から、平成元年7月頃にD町において払い出されたと推認される所、社会保険オンライン記録において、最初の国民年金被保険者資格の取得日が同年6月1日と記録されており、これらのことを踏まえると、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、同番号によって請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、前述の請求者に係る国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより請求期間について縦覧調査を行ったところ、請求期間中の昭和61年8月29日に、氏名(旧姓名)及び生年月日が請求者のそれと一致する国民年金手帳記号番号がD町において払い出されていることが確認できるものの、国民年金手帳記号番号払出簿の同番号の備考欄には「学生のため、資格取消」の事跡があり、社会保険オンライン記録によると、同番号に係る資格記録は取り消され、納付も記録されていない。

さらに、請求者の母は、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続をいつどこで行ったかは覚えていないとしており、その手続の状況が不明である上、請求期間に係る国民年金保険料の納付について、同人は、口座振替により自身の国民年金保険料とともに納付していたと陳述しており、このことは請求者の主張と異なっている。

加えて、請求者の母が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付さ

れていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500130号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500010号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年6月21日から平成7年6月1日まで

平成6年6月21日、B社を退職後、A社に入社したが、同社の厚生年金保険加入記録が平成7年6月1日から同年8月1日までの2か月間しかない。請求期間も同社に勤務しており、同年1月17日の阪神・淡路大震災の時、仕事に追われ大変だった記憶もあるので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社は、「請求期間当時の資料は保管しておらず、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無は不明である。」旨回答している上、同社の請求期間当時の社会保険事務担当者は、「請求者を記憶しているが、請求者の勤務期間は分からない。阪神・淡路大震災の時に勤務していたかどうか分からない。」旨陳述しており、これらの者から、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が請求期間当時の同僚であったと記憶する3人に照会したところ、回答のあった2人のうち1人が請求者を記憶していたものの、「請求者の勤務期間は分からない。」旨回答している上、当該3人のほかに、請求期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる7人に照会し3人から回答を得たが、いずれの者も請求者を記憶しておらず、これらの者から、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、前述の請求者が記憶する3人のうちの1人は、請求期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500084号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500013号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年3月1日から同年9月1日まで

請求期間について、健康保険組合及び厚生年金基金における標準報酬月額は15万円から26万円に改定されているにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額だけが15万円のまま改定されていない。

A社は、健康保険組合及び厚生年金基金に届け出た、請求期間に係る標準報酬月額変更届の写しを保管しているため、調査の上、請求期間の標準報酬月額を26万円に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社における請求期間当時の標準報酬月額変更届提出事務の流れについて、同社の社会保険事務担当者は、「当社が複写式の標準報酬月額変更届を作成し、健康保険組合に提出した後、同組合が厚生年金基金及び社会保険事務所(当時)に提出することになっていた。」旨陳述している。

しかし、A社から提出された請求者に係る平成20年3月改定の健康保険被保険者標準報酬改定通知書及び厚生年金基金加入員標準給与月額変更届の各写しを照査したところ、それぞれ写しの氏名欄に記載された文字の書体が一部一致しないこと等から、これらは複写により記載されたものではなかったことがうかがえる。

また、請求期間当時における標準報酬月額変更届提出事務の流れについて、A社が加入するB健康保険組合及びC厚生年金基金は、「請求期間当時の同社における標準報酬月額変更届の提出方法等は不明である。」旨回答している上、同組合は、「基金宛ての届書が添付されていない場合でも、一応、事業所に対し、添付のない旨の確認を行うが、直接、基金に提出した等の回答が得られれば、そのまま処理を行う。」旨、同基金は、「事業主によっては、健康保険組合を通さず直接、当基金に提出する場合もある。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、前述の請求者に係る平成20年3月改定の健康保険被保険者標準報酬改定通知書及び厚生年金基金加入員標準給与月額変更届と同様の届書が、健康保険組合を通じて社会保険事務所に提出されたこととはうかがえない上、このほか、事業主が請求者の請求期間に係る標準報酬月額変更届を社会保険事務所に提出したことを確認できる資料及び周辺事情は見当たらない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額の



いずれか低い方の額を認定することとなるところ、A社から提出された請求者に係る賃金台帳において、請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500095号  
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1500001号

## 第1 結論

昭和31年3月1日から昭和33年3月31日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年3月1日から昭和33年3月31日まで

平成5年に社会保険事務所(当時)で自身の年金記録について確認したところ、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済期間である旨の説明を受けた。

A社退職後に脱退手当金を請求した記憶はなく、親族でもある同社の元事業主にも確認したが、同人は脱退手当金の手続を行っていないとしている。

また、私が脱退手当金を受給していたのであれば、年金事務所はその証拠書類を当然保管しておくべきであるにもかかわらず、年金事務所はそのような書類は保管していないとしており、納得がいかない。

請求期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社の元事業主は、脱退手当金制度を知らなかったため、同社の退職者に対して、脱退手当金制度に係る説明を行っておらず、また、退職者に代わって脱退手当金の請求を社会保険事務所に行くことはなかった旨陳述している。

しかしながら、オンライン記録において、請求期間に係る脱退手当金が昭和33年5月6日に支給決定されているところ、当該支給決定当時は、通算年金制度創設前であって、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ老齢年金を受給できなかったことを踏まえると、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがう。

また、オンライン記録において、請求期間に係る脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

このほか、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。